

企画総務委員会 行政調査報告書

1 調査期間

平成24年10月2日（火）から10月4日（木）まで

2 調査先及び調査概要

(1) 福岡県糸島市

安全・安心まちづくり施策について

「空き家等の適正管理に関する条例」

空き家の所有者等に適正な管理を強く促すため、実態調査、助言・指導・勧告・命令、命令内容の公表等について規定する条例の制定までの経緯及び運用の課題等の調査・研究。

(2) 佐賀県武雄市

広報施策について

「フェイスブックの全庁的活用」

市公式ホームページのフェイスブックへの全面移行と、そのアクセス権の全職員の取得による全庁的活用の取組状況及び課題等の調査・研究。

(3) 福岡県筑紫野市

防災施策について

「防災ハザードマップ」

平成21年7月中国・九州北部豪雨による床上浸水等の被害が発生している状況下での、防災ハザードマップの作成、地域防災計画の見直しの取組状況及び課題等の調査・研究。

3 参加委員

委員長	沖山 仁
副委員長	とも 宣子
委員	福田 はるみ
委員	千野 美智子
委員	あべ きみこ
委員	高柳 東彦
委員	田中 邦友
委員	瀧澤 良仁

4 同行幹部職員

企画経営室長 坂本 康治

5 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【糸島市】

1 市の概要

糸島市は、福岡県西部の糸島半島に位置し、市北部に玄界灘に面した海岸線、市南部に佐賀県との境を成す脊振山系があり、この間に糸島平野が形成されている。平野部の中央を国道 202 号、西九州自動車道及び J R 筑肥線が東西に走り、その沿線に市街地が広がっている。福岡市の中心部である天神から約 30 分の距離にあり、博多駅や福岡空港にも直通アクセスができて交通利便性が高く、福岡都市圏として発展を遂げつつある。

平成 17 年度に、市北東部の福岡市との境に九州大学が移転・開校し、都市と自然、歴史が融合した理想的なまちづくりに向けて更なる発展を目指している。

平成 24 年 3 月末現在、人口は 99,919 人、面積は 216.15 平方キロメートルである。

(参考資料／糸島市議会概要 ほか)

2 調査事項

(1) 安全・安心まちづくり施策について

ア 「空き家等の適正管理に関する条例」

(ア) 条例制定の背景

近年、糸島市内には国道沿い等に空き家等が目立つようになり、平成 20 年の調査では約 600 件の空き家があることが判明した。その中の約 14%が荒廃した空き家であり、家屋の失火・延焼や老朽家屋の倒壊など生活安全上から危惧される状況にある。管理が不十分で近隣や通行人に危険を及ぼすほか、不審者の侵入等によって火災や犯罪が誘発されるおそれがあり、このような状態を早急に改善する必要があることから、空き家等の所有者等に対して適正管理を強く促していこうとする本条例を制定した。

本条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行している。

(イ) 条例制定の基本方針

a 空き家等の所有者等の適正な管理を行う責務の明示 (第 3 条)

空き家等の所有者等に管理不全な状態にならないよう維持管理し、資材等の整理整頓と建物等の適正管理を行うことを規定

b 管理不十分な空き家等の情報提供の市民への呼びかけ (第 4 条)

市民の役割として、近隣に管理不十分な空き家等があれば市に情報を提供することを規定

c 空き家等への実態調査 (第 5 条)

空き家情報があった場合や管理不全な状態である場合に、市は実態を調査し、必要があると認められるときは立入調査ができること、実態調査・立入調査をする際は、身分証明書を携帯し、関係者から要求があれば提示することを規定

d 所有者等に適正な管理を求める助言、指導、勧告及び命令 (第 6 条、第 7 条)

実態調査で管理に問題があると市長が認める空き家等の所有者等に対して、その状態に応じて、助言、指導、勧告及び命令を行うことができることを規定

e 公表 (第 8 条)

所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは命令内容等を公表できることを規定

f 警察への協力要請 (第 9 条)

空き家等が管理不全の状態になることを防止するための協力及び緊急を要する場合の必要な措置を、警察に要請することを規定

(ウ) 条例の施行規則

空き家等が管理不全な状態であると市長が認める基準等を施行規則で定めている。

3 主な質疑応答等

Q：問題になるんじゃないかと言われていたのですが、所有者がはっきりしないけど、所有権はだれかが持っているんじゃないかという、その辺です。それから、所有者は分かっているんですけど、居住者が立ち退こうとしない。しかし、建物は老朽化して危険だというケースがあるんですが、そういうときの対応は、どうお考えでしょうか。

A：まず情報がありましたら現地に行って調査し、市役所にある土地の台帳の地番等に基づいて登記簿謄本を取って、建物と土地の所有者がだれかを調査することになります。特に問題があるのは、土地の登記はあるんですけど、建物は現金で購入すれば抵当権をつける必要がないので、建物について登記がない物件です。それと、建物の登記をしても、相続されたりした場合について名義変更をしていない物件があります。それで、登記簿に書いてある住所から、さかのぼって調べていくかたちになります。本籍が市内にあれば、ある程度調べていったりできるんですけど、他の市町村にある場合もありますし、本籍地を変えている方とか、そういう問題もありますけど、所有者の戸籍を入手すれば、ある程度、今の段階では判明しています。明治時代の方がそのまま記載されていたりする場合は、近隣の方とかに訊いたり、抵当権に入っていれば抵当権者に訊いて、現にだれが所有しているのか分かるというふうなかたちで、大半は判明できるのではなかろうかと思っています。

実際、だれが固定資産税を払っているのか、固定資産税の課税台帳で調べられれば一番いいんですけど、地方税法第22条で秘密漏えいに関する罪ということで、公用であっても主管課である税務課以外に情報を提供してはいけないとあります。個人情報ということでかなり制約が厳しいので、条例でそれが使えるというかたちをとるなり、個人情報審議会を通して情報をいただけるかたちになればいいんですけど、今のところ当市はそこまでしていないので、今、審議会と関係課と協議しているところです。所有者が分からない分については、それでほぼ判明できるのではなかろうかと思っています。

ただ、糸島市は財産区があり、土地を個人に貸しているわけです。そこに家を建てている方がお金を払わないで財産区が代わりに払っているということで、そういう方が出て行った場合はなかなか追跡が難しいという問題があります。

都会に行けば行くほど、そういう調査が難しくなっていくのではなかろうかと。まだ当市は田舎のほうですので、ある程度近くに親戚の方がいたり、そういう点では追跡も比較的容易ではなかろうかと思っています。

Q：空き家でも、住める空き家と老朽化して撤去するよりない空き家がありますよね。もう一つは、相続した方が遠くに行ってそんなに関心がないと。そういうのは、名前を公表しても痛くもかゆくもないので、どう最終的に措置したらいいのか。固定資産税を払っていれば所有権があるわけですから、勝手に撤去できませんよね。その辺は、どうするのか。

A：固定資産税は土地の上に建物があると安いんですけど、建物を撤去して更地にすると6倍くらい高くなるので、わざと放置している方もいるとは思いますが。税法の問題だと思いますけど。財産権もありますので、壊すのはよほど危険じゃないと難しい面もあるとは思いますが。

Q：完全に住める家であれば、貸していただければ住んだ人が管理しますからいいんですが、老朽化してどうにもならない場合が問題で、危険だから壊してほしいというときに、なかなか応じてくれるかどうか、その辺はどうなんだろうか。

A：応じるかというより、お金を持っていないというのが現実だと思うんです。お金を持っていれば、ある程度当市で文書と写真とを出せば返事も来ますけど、お金がないと、建物を壊すのに平均的に坪2万から3万円で、100万円くらいいりますんで、それで壊せば固定資産税も上がるということで。もともとお金を持っていれば修繕して住んだりすると思うんですけど、修繕するお金もなくて。お金をある程度補助してやっても、もともとの金額を出すだけの余力がないところもあるように見受けられます。

Q：そうかと言って、行政代執行をするというわけにはなかなかいかないんでしょうね。

A：行政代執行は難しいと思います。代執行をしている市町村はいくつかあるんですけど、全国では件数的に少ない。当市で代執行をしなかった理由は、市民の税金を使うので納税者の

理解をいただかないといけませんので、壊すのに公益性があるかを考えないといけないということです。こっちを壊して、こっちを壊さないというところもありますので、それ以上だったら壊すという判断基準をどう設けるかも大きな問題だと思います。

代執行をしたら投入した税金を回収する必要があるのですが、相手が特定されてないといけませんし、その物件に対して抵当権なり差押えなりがついていれば、そういう方の理解をいただかないといけない。ほかに、代執行をして仮に売ったとしても、その代金からそれらが順番に取られていった残りしか取るものがなく、ほとんどなくなってしまうということもあります。また、当然予算がないとできませんので、代執行をすることを最初から想定して予算措置をすること自体がちよっとなじまないのではなかろうかと。市民の理解があつて、積極的に代執行をしていいという考えがあれば、どうしようもない公益性といいますか、近くを通る子どもが危ないとか、そういったところがあれば考えられると思うんですけど。

危険な空き家はちょっと離れたところにあるんで、そこまでの状況ではないこともあります。費用の回収ですけど、お金を持っていない方が多いんで、実際に回収できる見込みもないということもあります。そのほか、代執行するには人員も必要と、いろいろな問題があります。当市は空き地の条例も制定してんですけど、空き地の場合は草を刈って請求するので金額もたかが知れていますので特段の問題はないんですけど、建物になりますと我々が見たら廃屋だと思っても本人からしたらこれがいいという方が中にはいたりということも考えられますんで、財産権の問題あたりで難しいかと。

そのほか、条例の第9条で、危ないときは必要な措置を警察に要請できるとありますので、これを踏まえて代執行は当市ではやっていません。ほかにも国の法律で代執行ができるという規定がいろいろあるんですけども、ただ全国的には執行された例はないみたいです。

一番いいのは、補助金なり国の事業費なりでできるのであれば、まちなみ再生とか補助金を活用できてとなれば、やりやすいだろうと思うんですけど。

Q：件数をお伺いしたいんですけど、空き家の情報の呼びかけで、情報が来てるのか。

糸島市では600件くらいの空き家があつて、その14%程度が廃屋のような状態だという話があつたんですけど、現地への実態調査というのは、どのくらいされているのか。

所有者に対する指導とか勧告の実例があるのか。

A1：今、当市の人口が若干減少し、10万人を切る状況になっています。人口増を凶らないといけない、空き家の有効活用ということで、再利用できる住宅がどれくらいあるか、今年度、別の部署で調査をするように進めています。その中で、廃屋のような状況も含めて調査をしているということです。

A2：条例施行前は、空き家については生活環境課が扱ってまして、4月1日から当課に移っています。現在おおむね33件、危険ですとかの情報をいただいています。その中で調査をして、所有者がこの人に間違いないと分かったのが18件、それらに対して電話なり文書をお送りして12件から返答があります。その中で2件が片付いています。1件は火災で燃えた家をそのままにしてあったのを解体したものです。もう1件は空き家の状態になってたんですけど、そこに人が住まわれたんで、その2件が解決してます。返答のあつた残り10件については、現状をお伝えし、二、三件ほどは解体していいですよという前向きな回答があります。残りは、お金がないということです。とりあえず解体までせずともトタンが飛ばないように屋根を打ち付けたりとかのお願いはしています。残り6件は、返答が来ない。その方々については、直接会いに行くなり、そういう方向を考えるようにしています。残り15件あるんですけど、これについては空き家だけの問題というより、雑草とかの関係が主体なものが多くて別の話の部分がありますので、それは3件ありまして解決しています。残り12件は、所有者が大体分かっているんですけど、記載されている住所に住んでないとかで、追跡調査をしています。

条例施行から期間が短いので、指導、助言、勧告は、まだしてません。自主的撤去は、火災で燃えた家を撤去したのがあるぐらいで、空き家の撤去は今のところやってません。

Q：空き家の持ち主が、直したり解体したりするときの貸付や助成の制度は考えているのかと、空き家になってるところをどう活用するか、空き家バンクの登録についても、これからの課

題だと思っんですけど、その辺についてどんなお考えを持っているのか。

A：助成については、当初4月1日時点では助成をする予定はなかったんですが、調べますと国に老朽危険家屋等除却促進事業がありまして、老朽化した家屋の解体について、市が補助した分の2分の1を国が補助する制度です。県内でも現在4市で事業をやっている、この助成をするかを今検討しているんですけど、所得制限を設けるのか、住民の理解を得るためには一番重要だろうということで、助成をしている先進地を調査している段階でございます。

2点目の空き家バンクについては、県の空き家バンクがあります。この中に糸島市の情報も載せてもらっている状況ですが、市内の空き家の状況の調査を今年度実施するというところで、有効活用ができる家屋があれば市の空き家バンクをつくってホームページとかに掲載しながら、皆さんにお知らせをしていくということで今後進めていくように考えております。

Q：御市の実施計画の基本目標「快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくり」で、24年度の事業については、空き家リフォーム可能家屋調査に約800万円を確保されています。25年度・26年度については、住宅リフォームに対する助成金ということで、所得の関係をどうするかというお話もありました。この条例をつくられた精神は、一般の市民の安心・安全を確保する観点で行政として一定の方向性を明確に打ち出したということで私どもは評価しています。一般の住民を危険にさらすことはあってはならない、いろんな課題が待ち受けている中であっても毅然として取り組んでいくという大きな方針を打ち出されたと思っております。そういう観点から、現状は、どういう具合に市長さんは考えていらっしゃるのか、何か職員の方に伝わってくるものがあるのか。

御市の条例の精神を汲み取ると、できれば代執行まで、そういう方向にならざるを得ないんじゃないかと強く感じたんですけど、改めてお聞かせをいただければ。

A：条例制定前は、市民の方から相談があっても、指導するにあたって根拠が何もない。何らかの法律等に基づいて指導をするべきであるということから、今回条例を制定したと。公表は、市の告示板でもしますし、それでも是正されない場合は広報紙等にも掲載していく。どれぐらいの方が是正されるか、第1段階としては公表までを明確に規定しようということで、今回条例を制定させていただきました。それでも是正されなかった場合は、今後、もう1段階、ステップアップすべきか検討が必要になってくると思っております。今のところ公表までしてませんので、今のまま状況を見ていながら、どれぐらいの人が是正されるか。

市長からは、有効活用できる家屋は有効活用すべき方策を考えなさいという指示がありました。これは建設都市部の施設管理課がやっています。今年度に調査をして、有効活用できる家屋は、国の補助事業、先ほど言った老朽危険家屋等除却促進事業は廃屋のような危険家屋のことですけど、有効活用できる家屋についても補助事業があると。その補助事業を活用しながら、市民の方、別の自治体にお住まいの方に住んでいただくということで、市長から指示がありまして、施設管理課で今進めているところでございます。もう一つ、助成をするなら、市民の理解が得られるか先進地を調べなさいという指示をもらっています。

Q：空き家と言っても壊すことが前提じゃなく、再活用をしっかりとやるべきだろうと。当区も7年以上経つか、かつて調べた空き家の状況が800件くらいあったのかな。その後、どうしたかと言えば、何もしないで一人暮らしの高齢者とかが増えて、かと言って若い人たちが住む環境ではないと。そんなことから、来年の条例化に向けて空き家対策検討委員会を立ち上げて、有効活用という視点でもう少し前向きな考え方を視野に入れる必要があるのかと。

それから、リフォーム補助のあり方と、壊すための補助。壊す場合は自治体が持ち出しということも十分考えられますし、そういうほうが多いんじゃないかと。事業費として当該年度に予算として計上するのはいかなものかというのはよく分かります。でも、何らかの決断をしなくちゃいけない時期が近づいてきているのかと。御市の条例の精神が生かされるためには、一定の犠牲も払いながら多くの住民の安心・安全を確保するという、特に防災とか防犯とかを優先させた一定の理念をもって進まざるを得ないのかと個人的には思っています。

改めて、今後の展開ということで、課題も含めて考えていらっしゃる取組の中で、これだけはやっていきたいというものがあれば、御示唆いただければ、よろしく申し上げます。

A：助成をすれば、それだけ家屋を解体する人が増えることは予想できるんですけど、税金を投入することにどこまで理解を得られるかを考えて所得制限を設けないといけないのではないか、どこで線を引くかが課題になろう、そこは勉強しながら進めていきたいと。

もう一点、所有者が確定できない場合は、どうするか。先ほどから言っています税の情報、固定資産税を払っていただくお宅に郵送している、この情報をもらえれば、その方に指導ができると考えているんですけど、どうしても個人情報の問題が出てくる。個人情報審議会にかけてOKをもらえばいいのかも含めて、税務課と協議している最中でございます。

Q：条例の第5条第2項に立入調査があります。空き家が管理不全な状態にあるかは、表からの目視でもある程度はつかめると思うんです。どういう場合に立入調査が必要で、どういうことを調べたいのか。それから、施行規則なんか見ると、職員が身分証明書だけ持っていけばいいみたい書いてあるけど、どういう手続きで立入調査をされるのか、だれが立入調査をするという判断をするのか、その辺の考え方についてお聴きしたい。

それと、同じ第5条の第4項に「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」とあります。これは、どういう趣旨から設けたのか。

それから、もし具体的にこの間、立入調査をした事例があれば、その内容についてお示しいただければと思うんです。

A：「犯罪捜査のために」という条項は、これは刑事法じゃないので行政目的のために立入りをするというので、そこを明確にするかたちで入れています。弁護士と相談して、それを入れておいたほうがいいということで入れています。

立入りは一般的に外観から判断するんですけど、条例は火災と犯罪の予防が目的にあります。ホームレスあたりが寝床にしたりしている場合もありますんで、原則としては所有者なりの同意を求めて入るかたちを取っています。危険な家屋は外観でわかりますんで。

実際は、中まで立ち入るといことはやっていません。

Q：相続のこととか難しい案件を相談できる弁護士とかはいらっしゃるんですか。

A：この条例を制定するにあたって、市の顧問弁護士にどこまで規定していいのか相談しています。いろいろ問題が出てきたときには、その顧問弁護士に相談したいと考えています。

Q：担当の職員は、どのくらいの人数でしょうか。

A：担当は危機管理係で、正職員2名と専門の嘱託員1名、課長も含めて4名体制です。

Q：こういう条例ができたことによる市民の反応は、通報があるということくらいでしょうか。

A：条例制定前は、防災と防犯の面で空き家があるという相談は年に何件かありました。多いときに2件くらいで、条例を制定してからは、だいぶ増えてるのかとは感じています。

Q：子どもが前を通ったりするような非常に危険な案件は少ないとおっしゃっていましたが、実際に何か落ちてくるような物件があったときには、たとえば対策にかかった費用を請求するようなこととか、どういうふう考えてるんですか。

A：今までで危険なものは、消防署とかで立入禁止のロープを張ったりとか、屋根に応急的に網といいますか崩れないようにかぶせたりとか、緊急的措置しかしてないです。はっきり危害が及んだら民事的なかたちで請求できると思うんですけど、けがが大きければ業務上過失傷害に、管理者が管理しなかったということで刑事事件になるとは思いますけど、今のところそこまではやっていません。ただ、将来的には想定しないとけないと思うんですけど。

Q：当区では、所有者は分かっているが入居者が理解してくれないというのに大変困っている状況でございます。空き家じゃないですけど。

A：当市内でもそういうものもあるんですけど。住んでいる方の居住権は強いですから。そこら辺も弁護士を立てて話し合いをして、立退き料とかで出て行かれるんですけど、金額の折り合いがつかなかったという話は聞きます。

Q：罰則規定までいくのが本来の姿かと。東京近辺の都市も、悪質な場合は行政代執行までするところまで出てきてるんです。そこら辺がこれからの大きな課題で、行政としても議会としてもどう考えていくかというところまで来たかなと。

- A：手紙を出したものの六十四、五％は答えが返ってきてますし、そこまでは考えていません。助言、指導、勧告、公表で目的は達成できるのではなかろうかと。仮に罰則を設けたとすれば、ここは罰則が適用されたんですよ、ここは罰則が適用されないんですよというバランスが一番難しい。代執行と一緒に思うんです。すべて摘発して過料なりを科さないといけなにかたちになるんです。そのためには、それなりの手続きをしないと行けませんから、職員数が少ないと対応できないんじゃないかなろうかということで、費用対効果もありますんで、とりあえず公表までで効果はある程度あるのでなかろうかと。解体しますという方もいますし、全く効果がないわけではありませんので。過料だと、お金を持ってない人は払わないから。県の育成条例とかで懲役はあるんですけど、空き家では行政罰しかないだろうと思うんです。
- Q：危機管理課の事業として、空き家対策以外に何か特徴的な事業をやられていたら、お教えいただけないかと。たとえば、暴力団排除条例とかそういうものを制定されていますか。
- A1：制定しています。当市の例規では市営住宅と入札関係は暴力団排除の規定を入れているんですが、そのほかに改正していないところがありますから、今年度中に追記していくということで進めています。
- A2：排除条例はありますが、個別の条例に規定がなければ排除できないんです。補助金条例とかに個別の排除の規定を入れていく。全部の補助金条例とかに規定を入れなさいという県の指導があります。一度に全部は入れられませんので、順次入れていくという方針です。
- Q：それ以外に何か市民の安全を守るための特徴的な施策はありますか。
- A：事業的には青色防犯パトロールカーの支援とかです。各校区単位で青パトがあるんですけど、青パトを持たない団体には、防犯協力員として委嘱した方に市の公用車の青パトを貸して活動していただくこともしています。
- Q：管理不全の状態になることを防止するために警察に対して協力要請をする、あるいは必要な措置を要請することを条例に規定しているわけですが、警察に何を期待しているのか。
- A：過去、空き家の中にホームレスが入って生活していたことがあったので、そういう人の検挙といいますか。それは条例施行前なんですけど。それ以外に、市が何度言ってもなかなか動いてくれなかったりするの、警察が言うと早く動いてくれる場合もあります。ケース・バイ・ケースでお願いするところはお願いしていこうと思っています。
- Q：有効活用できるものがあるか調査をなさいたいという市長の指示があったということですが、足立区も空き家条例をつくって、更地にするところまでは区がお金を出して、そこを駐車場にして、その収入で少しずつ返していく、また、税の負担も軽減していく、そういった有効活用をされているんですけど、御市で具体的に空き家等を有効活用したものはありますか。
- A1：解体した後の有効活用はないと思います。九州大学が市内にあるんで、立派な古い家を学生に貸して、その中を改築した再生事業みたいなものは1件くらいあります。
- A2：大学の建築学科の学生が2人くらい住んでるんです。空き家を自分たちが好きなようにデザインして、自分たちで施工して住めるようにしたと。それと、山間部に農家の古い大きな家が1軒あったんですけど、市外の夫婦がそこを改修して住んでいる家屋があります。
- Q：有効活用と言ったって、全部に市が関わっていくわけにはいかないですね。
- A：糸島市自体が魅力ある都市だから、糸島市に来ないですかというPRをして、こういう家もありますよという情報発信ですね。どんどん来ていただいて住んでいただくというかたちに活用していただくように、全国に情報発信できるようなのがいいかと。

以上

調査概要 【武雄市】

1 市の概要

武雄市は、佐賀県の南西部に位置し、大部分が山地で山林面積は50%を占めている。市内を流れる武雄川、甘久川及び高橋川は、六角川に合流して盆地を形成し、肥沃な土地は穀倉地帯となっている。また、1,300年の歴史を誇る温泉郷であり、400年の歴史を誇る陶芸の里でもある。

平成18年の市長選で就任した樋渡市長は、当時36歳で全国最年少の市長としてマスコミ等でも取り上げられた。テレビドラマ「佐賀のがばいばあちゃん」のロケ誘致、市民病院の民間移譲、市の全職員のツイッター・アカウント取得、市公式ホームページのフェイスブックへの移行、市立図書館の運営を民間企業に委託する計画等、特色ある施策で注目を集めている。

平成23年12月末現在、人口は51,400人、面積は195.44平方キロメートルである。

(参考資料／平成24年度武雄市議会資料 ほか)

2 調査事項

(1) 広報施策について

ア 「フェイスブックの全庁的活用」

(ア) 導入までの経過

平成22年 9月 たけおブログ&ツイッター開設

全職員がツイッター・アカウント取得

23年 8月 市公式ホームページをフェイスブックへ移行

23年11月 F&B良品の開設

24年 4月 全職員がフェイスブック・アカウント取得(使用の義務はない)

(イ) SNSにおけるフェイスブックの優位点

- ・実名制(荒れにくい。ただし、確実に荒れないわけではない。)
- ・オープン(公開情報は、フェイスブックに登録していない人も見ることができる。)
- ・拡張性(武雄市におけるF&B良品のように、必要なアプリケーションを追加できる。)

(ウ) フェイスブック導入の利点

- ・コミュニケーションの活性化(「いいね」ボタンを押されることやコメントを書かれることにより、施策への興味・関心の度合いや意見等が分かりやすくなる。)
- ・情報提供の機動力の向上(全職員のアカウント取得による災害時の情報提供の迅速化、市民等からのコメントへの即時対応による市民生活の向上と業務の効率化)
- ・低コスト(利用は無料。ただし、画面に不適切な広告が掲載される可能性はある。)

(エ) フェイスブックへの移行に対して指摘されている主な問題点

- ・24時間365日の対応が求められるため、職員による運用には注意が必要
- ・特定の民間企業のサービスに市ホームページが全面的に依存すること

(オ) 月間アクセス数

アクセス数:旧ホームページ 約5万件⇒フェイスブック・ページ 約300万件(約60倍)

※ 常に高止まりではない。利用者を飽きさせない工夫(F&B良品等)が必要となる。

(カ) 投稿数

月平均100件以上(1日3~4件)

※ 統計は取っていないが、全職員の約3分の1が書き込み等を行っている。

(キ) ICT寺子屋

市民のICTリテラシーを高めることを目的として、パソコン教室を実施している。月間3~4回の基礎講座のほか、フェイスブックやiPadの講習会も行い、すべて無料である。参加者の実績は1回あたり約25名で、これを機にフェイスブックを始めた高齢者もいる。

(ク) F&B良品

フェイスブックを活用して地域所得を向上することを目的に、市の特産品を販売する通信販売サイトを自治体で初めて開設している。現在の月間売上げは約100万円である。

3 主な質疑応答等

Q：市で使っているフェイスブックのシステムは、自治体がオリジナルでつくっているのか、フェイスブック社や代理店が自治体用につくったものを使っているのか。

A：武雄市のホームページをフェイスブックに移すというコンペを行って、一番優秀だったところにやってもらったということです。

Q：F&B良品が、武雄市だけでなくほかの自治体でもあると。また、これからそのシステムがほかの自治体に広がるだろうという話がありました。バックに大きな代理店がついていて促進しているのかと思ったんですけど、そういうところがありますか。

A：ホームページとF&B良品は、別の業者をお願いしてるんですけど、「F&B良品」という名前を使ってやりませんかと言っているのは、当市の職員で、飛び込み営業を行っています。

Q：たとえば墨田区が同じようにやりたいと言ったときに、全くノウハウがないじゃないですか。そういうときは、武雄市からノウハウを教えてもらうようなかたちですか。

A：はい。

Q：区民が高齢化している中で、パソコンでホームページというよりは紙媒体なのかなというのが、どうしてもある。どういうふうに高齢者への支援は行っているのか。

A：今年6月から、もっと手に取っていただけるような広報紙をつくらうということで、大幅にリニューアルしたんですけど、あとで1部持ってこようかと思えます。雑誌のような、フリーペーパーのような、手に取っていただきやすい広報紙にしています。どれに対しても、注力はしているということです。

Q：職員がすごく大変になるんじゃないかと思うんです。水害のこととかリアルタイムで対応できるんですけど、逆に返信しなかったりという問題が起こらないようにするために、今日のフェイスブックの当番みたいな職員がいるのか。職員の負担は。

A：私は、基本は固定ページというか、くらしの便利帳みたいなところを担当してずっと更新したりしてるんですけど、それをやってる画面の横でフェイスブックの動きを見ているという感じで、何かしながら横目で見ている状態です。休日とか深夜は、なるべく寝るまではパソコンを動かしている状態になっています。私だけでなく、当課の職員は同じようにやっているとということです。

Q：チェックしてくださってるから、そこでコントロールができる。返事しなかったようなことが起きていたら、どうなるか。

A：確かに午後11時ごろコメントが書かれたこともありますけど、それについては、担当課に確認してから答えなければいけない内容でしたので、明日の朝きちんとしたかたちでお答えさせていただきますというように、無視はしてないというのを一言入れるようにしています。

Q：フェイスブックを活用して情報を発信されるということですが、住民にお答えする事項が発生した場合に、自分たちの守備範囲とは違うことについて、各セクションとの連携はうまくいってるんですか。

フェイスブック・シティ課のフェイスブック係は、どういうメンバーというか、どういうセクションの方か。できれば武雄市の行政情報に熟知されている方が配置されているのが一番好ましいわけで、その辺については、どうか。

A：フェイスブック・シティ課の前進が秘書広報課だったんです。秘書広報課では広報業務とあわせて広聴業務も行ってまして。私どもがすぐに答えられない行政情報だったり、施策の深いところに入ってしまう制度のことだった場合は、いつまでにお答えしますという一報は私どもが書き込んで、担当課と直接お話しさせていただいて、どちらが回答できるのかまで話を詰めてから、担当課長に書き込みをお願いすることもありますし、こういうコメントを返してくださいと言われたら、その内容をそのまま記述するというので。職員が390名しかいない自治体ですので、大体、あの課のあの人は何をやってるのかは分かっているの、直接携帯電話で夜中とかに訊いたりすることがございます。

Q：当区は25万の人口で職員数が2,000人を割っている状況で、こういう体制が取れるか。一方で、区民の中で若い方々は、広報紙を折込みしている新聞を取らない。そういう人たちが

増えてきた。一方でホームページのアクセス件数は何万件という単位で増えてきている。そういう中で新たなフェイスブックの活用にも、今後耐えられるだけの体制が取れるかが、一番の課題だと思うんです。武雄市は390名の職員だから、何とか今のところは横の連携、いわゆるそれぞれのセクションの仕事というのが、それぞれの職員の頭の中に入っているという、そうでなかったら縦割りの弊害が生じるんじゃないかと。墨田区の組織を考えた場合に、それが心配になるのかなど。かえって、区民を混乱させ、正確な情報が伝わらない。

それからもう一つは、区長とか市長への直接のアクセスもあるわけで、それらの整理はどうされているのか。

A：大きな自治体の導入例ですと、熊本市は、体制図を初めにごちゃごちゃ作られています。休日の連絡体制を、昔の連絡網みたいなものをきっちり作られて、かつ、そこに属している人たちで、こういうものがありますという非公開のグループを作って、そこで見てらっしゃるといいます。墨田区くらいの大きな自治体になってくると、その体制を設計されてからやられるほうが無難かと思えます。どっちかというとも都会に行けば行くほど24時間365日動いている、いつコメントが書かれるかを考えなきゃいけないので。

Q：当区はツイッターをやっているんですけど、その場合もそれぞれの課で課長までの決裁を取って広報広聴担当課長に依頼して、広報広聴担当課長が必要と認めたものだけツイッターに載せていくと。それぞれの課で決裁を取っておかないと責任の所在が不明確になってしまいますので、そういう体制なんですけど。電話でこの情報を流しているのかとか、何か不安が募っちゃうんですけど。

A1：質問については、既に外に出している情報をお答えするという状態であれば、その情報は決裁が済んでいると考えてまして、もしそれが施策的部分で、私どもには答えられない情報であったら、翌日、通常の決裁ラインを通して書くことになると思います。臨機応変になってしまうかと思いますが、武雄市はもともと情報発信をするときに初出し情報は全部の決裁ラインを通過していきますので、広報にいる人間はその情報を全部知っているはずで、その中にあるものなら、すぐ分かります。その中に入らないものなら、関係課に確認しないといけないという判断を行うことになります。

A2：基本的仕組みは一緒です。答えられない情報については、あとで出すと。そのまま放置しないと。これはすぐお答えできませんので、何日か時間をくださいみたいにして、出せる情報にしてから出すということです。

それと、フェイスブック上はだれでも見られますので、そういうふうには公開できない状況になってくれば、メールとか庁舎に来てもらうとか別な手段を取ると。

Q：行政に対して批判するような書き込みなんかありますか。

A1：今まで一番多かったのは、被災地の瓦れきの受入れのときで、かなり書き込みがございました。メールも何百件と来たことがありますので。これについては、全部に返信することはできないので、瓦れき受入れを担当している企画課で、全部に対する一つの返答文を武雄市の考えとともに決裁をきちんと取ったものを、コメントの最後に載せて締めるということと対応しました。

A2：批判的書き込みも出てくるんですけど、逆に応援してくれる反論とか、フェイスブックを見ている方が反論してくれるとかがあります。

Q：議会も当然対象に入ってるわけですね。

A：議会事務局職員は入ってます。当市議会は26人の議員がいるんですけど、フェイスブックを利用している議員は10人くらいです。実際情報を出している議員は5人くらいです。

Q：職員個人で、市が導入する前からアカウントを取っていた方もいらっしゃるし、これによってアカウントを取った方もいらっしゃると思うんですけど、皆さん、プライベート用のアカウントと分けてるんですか。

A：一本化してます。

Q：アカウントを取るときに市の職員ということを明示してますか。

A：部と課までは出します。それ以上のことを載せるかは個人の判断です。

Q：フェイスブック・シティ課で書き込んでるのか、各課で書き込んでるのか。

A：現在はフェイスブック・シティ課の10人の職員が書き込む権利を持っているので、権利を持った職員だけで対応しています。

Q：ほかのページをシェアしてるものがあるけど、フェイスブック・シティ課で決めているんですか。いろんな方が、これはいいなと思ったから勝手にシェアしてるわけじゃなくて。

A：庁内のだれかからこれを載せたらいいじゃないかという連絡を受ければ、やります。1日に3件くらい上げたいと思ってるので、ずっといろんな市内の情報を見ていて、これがいいなというのを電話して、使わせていただいでよろしいですかと訊いてから載せます。

Q：勝手にシェアしちゃうということはないのか。

A：職員がだれかと友達になって、上げられる情報は使わせていただいでよろしいですかということを初めの段階に言うておいて、微妙なものはまだ1回連絡しています。

Q：皆さん一人ひとりが広報マンとなるための研修のようなものは何かされてるのか。

A：当課ではないんですけど、市民協働課で今年、市民記者という企画をやってみて、それから、情報を出すとはこういうことだという研修をやっています。

Q：まず、いただいた「平成24年度武雄市議会資料」を見ると、組織図がきわめてユニークだなと。営業部が、いわゆる所得向上という大変な使命をもって活動されてるんじゃないかと思ひまして、通常の民間と匹敵する営業活動を展開されてるのか。基本的な職員としての姿勢をお聞かせいただきたいと思ひます。

とにかくユニークな、きわめて引き出しの多い、すばらしい首長の政治姿勢だなと。率直に職員の方の首長に対する感想も改めて聞かせていただきたいことと、首長に対して、議会はどういう評価をしているのか。

A：営業部という名前もそうなんですけど、当市はユニークな名前がついた課がいっぱいあります。フェイスブック・シティ課しかり、いのしし課もございます。前はレモングラス課もございました。名は体を表すじゃないんですけど、そういうのってお金を払わず、ただでできるんです。そういったところで興味を持っていただいで、まったく同じことをやっても、鳥獣被害対策なんか課と、いのしし課とでは、いのしし課のほうが面白そうだから行政視察に行ってみようかとなると思ひます。名前からインパクトを与えようというところが、市長の考えとしてあります。営業部、中には観光課、企業立地課とか、我々がいる商工流通課とか、そういったところが入っているわけなんですけど、今そういうことをやってる役所の組織ってあると思ひます。シティセールス推進課とかシティセールス・プロモーションなんか課とかです。やってることは大きく変わらないと思ひます。ただ、営業部という名前をつけた名刺を持つと、市役所で営業部ですかと、反応がダイレクトに返ってくるわけです。その反応を見て職員は、自分は営業部なんだという意識を持つところがあります。その職員に、自分は営業して市を売ってるんだという意識を持たせる、そういうところまで市長は考えて、営業部という名前をつけてるということがあります。より強いそういった意識、自分は市の代表として行って市の名前を売ってるんだという意識を自覚させるため、営業部という名前をつけて、やっているとあります。なので、そういう意識を高めてどんどんやっていくと、次々とやってどんどん情報を発信しようということにつながっていくということはありますので、そういった高い意識でPRできてるのかなということは、私がやっている中で思ひます。

ユニークな施策をいろいろ打ち出してる市長に対する職員としての私の主観なんですけど、忌憚なく言うて振り返されてるというのは大いにあります。逆に、今までどこもやってないことをやらせてもらってる、行政がこんなところまで踏み込んでやっていけるんだということまでやらせてもらってるという。まず、ものごとをやるときって、できないことを考えますよね。これをやったらこういう問題があるんじゃないか。そうじゃなくて、こういったデメリットがあるけど、やるメリットはこっちが大きい、こっちのメリットを取ってこっちをやるろうと、そういうやり方をさせてもらってるところは非常にありがたいところがあります。それと、スピードは最大の付加価値、いつも市長が言うてることですけど、あり得ない

スピードでものごとが動いて決まっていくのをダイレクトに感じさせていただいています。細かいところの話は市長はあまりしないんです。さっきのF&B良品みたいに多くの経済効果を生むところについては、細かく、例えばページの出し方とかを話し合っただけです。こっちの意見も取り入れてもらいながらやらせてもらってるし、あれだけ発信力がある市長ですから、我々が市長を使って、こういう商品が出ました、市長、今日のブログに書いてくださいと。市長のブログって20万人が見てます。で、取り上げていただく。それが売上げにつながる。そういったこともできているのは、やってきて思うところです。率直な意見はどんどん出す方ですから、賛否はどうしても巻き起こってきます。否の部分も含めて、無関心だった人たちを武雄市に振り向けたい、こういった視点は自分たちではできなかったし、そういった視点でいろいろなことを見ることができるようになったのは非常にありがたいことで、やっていて刺激になりますし、自分の視野も広がったのかなと思っています。

A：議会のほうですけど、市長ははっきりしてます。いいものはいい、悪いものは悪い、議員に対しても同じように、ブログ等で固有名詞も使ったりして批判したりもしてます。そういう中で、議会の中で非常に反発される議員も確かにいらっしゃいます。市民もそうだと思います。はっきりしてるものですから、味方も多いけど、敵も多いタイプの首長です。ですけど、ある程度、市長は議会で新しい施策を打ち出すんです。私どもが知らないものとかが出てきます。内部的には、ある程度、有力な議員には事前にお話しして、その場で意見を聴いたり、修正するところは修正したりして出してるようです。議会にははっきりものを言いますが、一定の気をつかってやってるようでございます。

それと、営業部の取組について補足させていただきますけど、レモングラス、いのししの販売、こういう部分は販路が何もないわけです。その中で行政が販路開拓、先ほど言ったレモングラス課、今はなくなってますけど、レモングラス課をつくって販売しました。レモングラスは、市長も売り込みに行ってもらって、ある程度の販路先ができたということで、今、課がなくなって後方支援に回っている状況です。そういうことで、職員自体が売り込みに回っているのが実態です。普通なら企業がなにを売りたいと言って会社訪問をしても会社の人に会ってもらえないと思うんですけど、私たちは会ってもらえるんです。ある一定の立場にある人に。武雄市の営業部ですといけば、会ってもらって話を聴いてもらえる。そこで商談ができるという話ではないですけど、会ってもらえることが第一でしょうから、武雄市役所の看板を背負っていくということでは助かります。

Q：帰る時間が遅くなったら朝の出勤が遅いとか、そういうことをされて調整されるのか。

A：基本的に残業は禁止となっております。振替などを使って対応できるものは対応してるところです。それをやることで仕事のスピードが上がって、残業が減ってきたのもあります。

Q：私生活と混同するところがありませんか。

A：フェイスブックをやっていると、公と私の境目がシームレスになってきて、どっちだというのが分かりにくくなっていくケースがあります。そういったところの対応は気をつけているつもりです。でも、みんな楽しんでやっています。人に認めてもらうのはうれしいから、フェイスブックでコメントを書いてもらったりするのは楽しいから、みんなが情報を出すようになる気がします。

以上

調査概要 【筑紫野市】

1 市の概要

筑紫野市は、福岡県の南西部に位置し、ほぼ南北の山野に挟まれた中央の平坦部に市街地が形成されている。この平坦部に分水嶺を抱え、御笠川・那珂川水系は北流して博多湾へ、筑後川水系は南流して有明海へ注いでいる。

市域中央の平坦部の中を、九州自動車道、国道3号、JR鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線などの幹線が北西から南東にかけて走り、さらに国道200号、JR筑豊本線及び西鉄大宰府線などが市内で分岐していることから、北部九州における交通の要衝であり、福岡市のベッドタウンとなっている。観光地としては、「博多の奥座敷」と称された二日市温泉で知られている。

平成24年4月1日現在、人口は101,072人、面積は87.78平方キロメートルである。

(参考資料/議会の概要 平成24年度版 ほか)

2 調査事項

(1) 防災施策について

ア 「防災ハザードマップ」

(ア) 近年の災害

a 地理的特徴

河川は分水嶺で大きな河川の影響による洪水はないが、内水氾濫が起りやすい。特に高尾川の水はけが悪く、鷲田川との合流地点の西鉄二日市駅近くの水道橋や二日市西鉄通りの地域では、路面から20センチメートル以上の道路冠水がほぼ毎年発生している。

また、海溝型地震が発生する可能性は低いが、市の北西部を含む警固断層帯南東部による活断層地震が発生するおそれがある。今後30年以内に地震が発生する確率は0.3～6%で、想定される地震の規模はマグニチュード7.2程度と言われている。

このほか、山間部から平野部につながる接続面では、土砂災害が起りやすい。

b 近年の災害

- 平成15年7月 集中豪雨
- 平成17年3月 福岡県西方沖地震
- 平成21年7月 中国・九州北部豪雨
- 平成22年7月 集中豪雨
- 平成24年7月 九州北部豪雨

(イ) 筑紫野市ハザードマップ

a 掲載内容

風水害・土砂災害・地震等に関する情報、避難所連絡先一覧、地震ハザードマップ、洪水・土砂災害ハザードマップ（県及び市独自の解析により小学校区単位で作成）

b 全戸配布

危機意識を高めてもらう狙いもあって平成24年6月上旬（梅雨前）に、市広報紙の配布と併せて、市内行政区長に依頼して配布した。このため、配布経費はかかっていない。

c ハザードマップを活用した防災教育・防災訓練

市を主体としては特に行っていない。

なお、市は23年度事業として自主防災組織設立促進・育成事業を実施し、その結果、設置率は23年4月の16.8%から24年4月に100%に達成している。この自主防災組織の活動例として、県内有数の先進的自主防災組織を有する湯町地区では、ハザードマップを利用した地域危険箇所調査、地域密着型の防災マップの作成・配布、防災マップを活用した住民のまち歩きが行われている。

d 地域防災計画の見直しへの反映

指定避難所の見直し、女性目線に着目した避難所運営等の見直し 等

3 主な質疑応答等

Q：ハザードマップの全戸配布は、どのようなかたちで行ったのでしょうか。

A：配布の方法としましては、本市には行政区がありますので、広報紙の配布を行政区長に依頼しているんです。いわゆる町内会・自治会組織が残ってますので、これと併せて配っていただいている。

Q：市内は何世帯ありますか。

A1：4万世帯強です。

A2：転入されてきた方にも転入届を出された際に配布することにしております。

A1：ただ、町内会で全部行き渡っているわけではなくて、やはり町内会には入らない方がいらっしゃいますので、そこまで行き届いているかなという気はしますけど。

Q：先ほど要援護者施設については、あまり対応されてないとおっしゃってましたけど、ハザードマップの5ページには、「筑紫野市災害時等要援護者登録台帳に登録しましょう」となってます。自ら登録されている方に対しては何かアクションがあるんですか。

A1：要援護者につきましては、平成23年4月に条例を施行したばかりでございます。やはり区長にお願いして、この登録制度を是非地域の皆さんに広げてくださいと。たとえば敬老会のときには高齢者の方が皆さんお見えになりますし、敬老会に出てきますか出てきませんかというときに安否の確認ができますよね。そのときに一言、こういう要援護者支援制度があるんですよ、お声かけくださいということで、区長にお願いして、制度への登録をお願いしてまして、現在3,000人弱程度に登録をいただいている状況でございます。

A2：付け加えさせていただきますけど、要援護者支援制度は福岡県の事業にも採択されまして、福岡県の事業により、自主防災組織への研修を行っています。今の時間まさに、学習センターで地図上での訓練、要援護者支援制度の周知、PRも含めたものを行っています。

A3：防災組織、町内会・自治会の役員が、図上訓練を今日80人規模くらいでやっています。

A1：対象は自主防災組織です。大体、自治会長がトップで、民生委員とか副会長とか公民館主事が役員になった自主防災組織を対象に図上訓練等を行って、災害時に要援護者にどうやって声かけをしましょうかという講座をやっています。

Q：登録された3,000人の方は、ほかの登録されない方とは違いがあるのでしょうか。見守りみたいなかたちで把握してるわけですよ、市役所は、3,000人が登録されていて、登録されていない方々も何千人かいらっしゃいますよね。そこら辺の違いって何か出てきますか。

A：要援護者の名前だけ登録して支援者の部分がないんです。普通でしたら、支援される側と支援する側がペアですけど、まだないものですから。ただ、個人情報が発生するものですから、どう突っ込んでいいか、私たちも突っ込めないところでございます。個人情報という壁がありますんで、それをうまく乗り越えたいというのが、今、自主防災組織の役員の方、もしくは地元の方たちを集めた研修をすることによって、そこだけをやっちゃうと何のことか分からないから、図上訓練で、逃げますよね、気になる方たちがいらっしゃいませんかということで、ご近所の方たちと話をして、その中で、ここにいらっしゃるねと、お声かけしてみようという状態に持っていただければ、そういう研修というかたちを取っています。

Q：ひとり住まいの高齢者は多いんですか。

A1：多いですね。

A2：先進の湯町地区については、大体、サポート役まで登録されています。

A1：地域差があります。どうしても山間地といいましょうか、郊外でしたら、けっこう近所づきあいとかあるんですが、都市部になってマンション住まいになってくると、だれがいらっしゃるのかというつながりが薄いというのがあります。引っ張り出すという状態、コミュニケーションが取れる場をつくりたいという部分も含めてやっているとございます。

Q：特にこの湯町地区が先進的に推進したというのは、何か理由はあるのでしょうか。

A1：湯町地区の中でも水が流れずに浸水するところがございますものですから、次の担い手である子どもたちの見守り活動も含めて、自分たちのまちの危険な箇所を、独自のマップでということで、もともと自治会組織が厚いものですから、そういったところで高齢者から子

どもまで含めた話合いをやられて、自分たち独自のマップをつくって、そのマップを単純につくるだけでなく、活用して子どもから大人までを集めてウォークラリー、クイズ形式で景品をつけてというものをイベント形式で行っているところ、けっこう地域住民の方たちも参加されていて。私どもも今年参加させていただいたんですが、消防署から来ていただいて消火器の使い方、ウォークラリー、公民館に最後に集まって、地域の中で防災関係のコンサルタントの住民がいらっしゃるんですが、この方から総評をいただいて、一日、子どもを含めたお祭りみたいなかたちで定期的に行われているということです。

A 2 : 今、湯町の中は道路になってますけど、実はそこは川なんです。川の兩岸に旅館街が発達したところで、昔は川湯とかがあったんです。それが災害により川湯がなくなって、今は川にふたをかけたかたちで道路が走ってる。昭和 27 年くらい、46 年にも 1 回、湯町地区の旅館街は浸かっているんです。そんな過去の被害があったのがあるかもしれません。

Q : 当区では老朽化した家屋が倒壊するおそれがあるんですが、貴市では老朽家屋の倒壊なんかは、あまり想定しなくてもよろしいという考えですか。

A : 当市も、中心市街地につきましては昔から家が建ってましたんで、危険度マップを見ていただくと、平坦部の町なかは倒壊のおそれが。ただ、幸いにして警固断層が、市内を縦断してるわけではないんです。筑紫野市の北端にちょっとかかっているかたちです。

福岡県自体が今まで災害が起きなくて安全な県と言われていましたけど、福岡県西方沖地震がありましたので、それ以降、地震災害が特に言われるようになっていきます。当市としましては、台風なり近年のゲリラ豪雨が一番の悩みです。7 月 13 日・14 日に九州北部豪雨がありましたけど、そのときも二日市西鉄通りは 2 回浸水したわけです。

Q : ハザードマップが、用語の解説から非常に分かりやすく、また、小中学生が見てもよく分かるようにできてる。見やすい。すばらしい。

当区ではこの間、総合防災訓練が終わったんです。訓練は市民の皆さんと一緒に年に何回か、どういうかたち、主にどんな考え方でやってるのでしょうか。

A : 大きい防災訓練は隣の太宰府市と合同で年 1 回やっているんですけど、一昨年までは消防署とかのパフォーマンス的なものが多かったんですけど、昨年、当市では自主防災組織の立上げを行っているものですから、自主防災組織を中心とした避難活動、防災活動というものをさせていただいています。今年もそれを取り入れて。

それから、小さいものでいきますと、昨年今年も自主防災組織の、これは各地域で温度差がございますけど、行政区で自主的に、水害を想定した活動をします。自主的に申込みがあって、私たちも時間があつたらそこに行って防災の講話をやらせていただくことが。それが自主防災組織であったりコミュニティの会議であったり小学校区の大きい会議であったりとか、徐々に増えています。

定期的にするのは太宰府市との合同防災訓練です。自主防災組織はそれぞれが年に 1 回だとか。先ほどの湯町の場合は、防災訓練というよりも、まち歩きというかたちで年に 2 回ほど、梅雨前と秋に実施されます。ほかのところも年に 1 回だけ、今ぐらいの時期にやります。

今は地域での自助とか共助とか公助とかいうものが薄いものですから、何かしらそういった近所づきあいができる状態を各自治会の方たちも考えてるのじゃなかろうかと思うんですけど。今注目されてるのが防災だとか減災だとかですんで、それをキーワードにして地域の方たちがコミュニケーションを取れるようなものをされてるのかなと。筑紫野市自体は大きな災害があるかという、そうでもないですけど、そういったことをきっかけに地域の方たちが集まって、コミュニケーションが取れるように日ごろから住民の方たちがつながれるような状態をとということでやるみたいですので、ある意味、プラス・アルファの目的もあるのかなと。

Q : 揺れやすさマップで、危険なところに家が建ってらっしゃる方々は、土地を売ったりとかというときに、何か影響とかマイナスが言われませんか。

A 1 : そういうのがあるかなと思ったんですけど、実際はそういうことはなかったです。

A 2 : 土砂災害区域指定のときはありました。イエローゾーンとかレッドゾーンにもろに指定すると地価に影響してきますので。そういうときはありましたけど、私たちは危険をお知らせするのが仕事ですので、それを指定すると言われても指定しますと。

以上